

利用上の注意

1 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
減少数（率）の場合	△
表章単位の2分の1未満の場合	0, 0.0
計数不明又は計数を表章することが 不適当な場合	…

2 平均の数値は、四捨五入してあるので、内訳の合計が総数に合わない場合もある。

3 月次調査と年次調査は、調査時点が異なる。

※ 詳細は、調査要綱を参照してください。

用語の解説

1. 月次調査における被保護実世帯数・被保護実人員数（1か月平均）

各月中に1日（回）でも生活保護を受けた実世帯数・実人員数及び月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた実世帯数・実人員数の合計を各年度について1か月平均としたもの。

2. 世帯類型

世帯類型は、次の分類による。

（1） 高齢者世帯

平成16年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。

平成17年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。

（2） 母子世帯

平成16年度までは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯をいう。

平成17年度からは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯をいい、年次調査においては「死別」「離別」と「その他」に区分する。

（3） 障害者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯をいう。

（4） 傷病者世帯

世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない者である世帯をいう。

（5） その他の世帯

上記のいずれにも該当しない世帯をいう。

3. 保護率

保護率（人口千対）は「被保護実人員数（1か月平均）」÷「人口推計（各年10月1日現在）」（総務省）×1000で算出している。

なお、国勢調査実施年については「国勢調査人口等基本集計」の総人口を用いて算出している。

4. 就労の状況

就労の状況は以下の分類による。

(1) 自営業主

他人に雇われることなく製造、生産、加工、仕入れ、販売又はサービスの提供、もしくはこれらの仲介事業等（内職を除く。）を個人又は共同で営んでいるものをいう。

(2) 家族従事者

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事しているものをいう。

(3) 内職

問屋、その他の者から、材料の全部、または一部の支給を受けて、自分の家庭内で必要な加工を行い、その製品を注文主に納めて報酬を受けている者等であって、その仕事がいわゆる内職とみなされる程度のものをいう。

(4) 常用雇用

- ・期間の定めあり…期間の定めがある雇用契約によって他人に雇われている場合をいう。
- ・期間の定めなし…期間の定めのない雇用契約によって他人に雇われている場合をいう。

(5) 臨時・日雇い

形式の如何にかかわらず、日々又は1か月未満の期間を定めて雇われ、給料、賃金等を得ている場合をいう。

(6) その他

就労内容が上記のいずれにも該当しない仕事に従事している場合をいう（入院患者等が院内・院外作業で収入を得ている場合を含む。）。

(7) 不就労

調査時現在、不就労である場合をいう。

5. 障害・傷病の状況

障害・傷病の状況は以下の分類による。

(1) 障害者

次の①～③により、障害者加算を受けている者または障害、知的障害等の心身上の障害のため働くことができない者、もしくはそれと同等の状態にある者をいう。ただし、「①精神障害」については、障害者加算を受けている者のみとする。

① 精神障害

精神病等の精神障害による者をいう。

② 知的障害

知的障害による者をいう。

③ 身体障害

身体障害による者をいう。

(2) 傷病者

次の①～③を主傷病として、入院しているか在宅患者加算を受けている者または傷病のために働くことができない者、もしくはそれと同等の状態にある者をいう。

① アルコール依存症

アルコール依存症及びアルコール精神病による者をいう。

② 精神病

精神病（精神障害）による者をいう。

③ その他

①、②以外の傷病による者をいう。

6. 医療扶助の状況

医療扶助の状況は以下の分類による。

(1) 医療扶助単給のみ

本人支払額の有無にかかわらず医療扶助のみ決定がなされている者をいう。

(2) その他の単給

医療扶助と併せて、入院患者日用品費（介護老人保健施設の場合は日常生活費）のみを受けている者、又は入院患者日用品費及び母子加算、障害者加算、介護保険料加算等の加算を受けている者並びに生活扶助の被服費等の一時的性格の扶助を受けている者をいう。

(3) 医療扶助併給

上記以外で医療扶助に併せて医療扶助以外の扶助を受けている者をいう。

7. 介護扶助の状況

介護扶助の状況は以下の分類による。

(1) 介護扶助単給のみ

本人支払い額の有無にかかわらず介護扶助のみの決定がなされている者をいう。

(2) その他の単給

介護扶助と併せて、日常生活費のみを受けている者及び介護保険料加算並びに生活扶助の被服費等の一時的性格の扶助を受けている者をいう。

(3) 介護扶助併給

① 医療扶助併給のみ

介護扶助と医療扶助のみを受けている者をいう。

② その他併給

「介護扶助併給」に該当するもののうち、「医療扶助併給のみ」の要件に該当しない者をいう。